

**令和5年度 運営指導における主な指導事例（短期入所生活介護に関する事項）****1 人員基準****(1) 従業員の員数について****【事例】**

医師の勤務時間が管理されていない。

ア 配置基準を満たしていることがわかるよう、出勤簿を作成する等、勤務管理を適切に行ってください。

**2 運営基準****(1) 短期入所生活介護計画の作成について****【事例】**

相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者について、短期入所生活介護計画を作成していない。

ア 概ね4日以上連続して利用する場合は、短期入所生活介護計画を作成する必要があります。

※ 4日未満の利用者にあっても、居宅介護支援事業者等と連携を図り、心身の状況等を踏まえた上で、サービスを提供してください。

**【事例】**

短期入所生活介護計画が画一的であり、提供するサービスの内容に個別性がない。

ア 利用者の心身の状況、希望および環境を踏まえた短期入所生活介護計画を作成し、個々の居宅サービス計画に沿ったサービスを提供してください。